

土木施設ネーミングライツ導入方針

1 趣旨

相模原市ネーミングライツ導入方針については、教育施設等を除く市の全ての施設を適用対象としているが、土木施設は、トンネル、橋りょう、歩道橋等が存在し、施設ごとに形態、設置状況等が多様であり、ネーミングライツを導入する諸条件が異なること、また、導入に馴染まない施設があることなどから、土木施設ネーミングライツ導入方針として、個別の事項等基本的な考え方を定めるもの

2 目的

土木施設の維持管理費用として、新たな財源の確保を図り、市民サービスの向上に努めるとともに、企業等がパートナーとして、土木施設及び周辺の清掃美化活動を行うなど、地域貢献の場を提供することを目的とする。

3 導入方法

交通管理者など関係機関との調整が整った対象施設から段階的に導入することとし、個別施設ごとに募集要項を作成し、募集を行っていくこととする。

募集に当たっては、ネーミングライツパートナーからの地域貢献（社会貢献）の提案を必須とする。

4 導入対象施設

(1) 導入施設

ア 歩道橋	カ 河川遊歩道
イ ペDESTリアンデッキ	キ 親水広場
ウ 道路	ク 駅前広場
エ トンネル	ケ 立体交差
オ 橋りょう	コ ポケットパーク

(2) 非対象施設

ア 道路照明灯
イ 街路樹
ウ 交通安全施設
エ ポンプ場
オ マンホール
カ その他導入施設となっていない施設

5 その他

この方針に定めのない事項については、「相模原市ネーミングライツ導入方針」を適用する。

附 則

この方針は、平成28年5月12日から施行する。